

規定の改正について

就業規則の一部改正

改正案	現行	備考
<p>(定年退職)</p> <p>第 15 条 職員の定年は満 65 歳とし、定年に達した日以後における最初の 3 月 31 日に退職する。</p> <p>(定年前再任用短時間勤務職員の任用)</p> <p>第 18 条 業務の必要がある場合、満 60 歳を超えて退職した者について、鹿児島県教育委員会事務局職員の例に準じて、本人の能力、成績及び健康状態等を勘案して、選考のうえ定年前再任用短時間勤務の職として採用することができる。</p>	<p>(定年退職)</p> <p>第 15 条 職員の定年は満 60 歳とし、定年に達した日以後における最初の 3 月 31 日に退職する。<u>ただし、定年に達した者、定年退職者に準ずる者でも業務の必要がある場合、本人の能力、成績及び健康状態等を勘案して、選考のうえ引き続き再任（雇）用することができる。再任（雇）用について必要な事項は別に定める。</u></p>	<p>「満 60 歳」を「満 65 歳」に改める。</p> <p>「ただし、（中略）別に定める。」を削る。</p> <p>新 18 条 定年前再任用短時間勤務制度を創設する。</p> <p>以降、条番号を繰り下げる。</p>
<p>附 則</p> <p>1 この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>(定年に関する経過措置)</p> <p>2 令和 6 年 4 月 1 日から令和 13</p>		<p>定年の段階的引上げの</p>

改正案	現行	備考								
<p>年3月31日までの間における第15条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65歳」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="244 602 687 990"> <tr> <td data-bbox="244 602 584 698">令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで</td> <td data-bbox="584 602 687 698">61歳</td> </tr> <tr> <td data-bbox="244 698 584 795">令和7年4月1日から 令和9年3月31日まで</td> <td data-bbox="584 698 687 795">62歳</td> </tr> <tr> <td data-bbox="244 795 584 891">令和9年4月1日から 令和11年3月31日まで</td> <td data-bbox="584 795 687 891">63歳</td> </tr> <tr> <td data-bbox="244 891 584 990">令和11年4月1日から 令和13年3月31日まで</td> <td data-bbox="584 891 687 990">64歳</td> </tr> </table> <p>(情報の提供及び勤務の意思の確認)</p> <p>3 理事長は、当分の間、職員が年齢60歳に達する日の属する年度の前年度において、当該職員に対し年齢60歳に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。</p> <p>(定年年齢の改正に伴う定年退職者等の再任用に関する経過措置)</p> <p>4 理事長は、年齢65歳に達する日以後における最初の3月31日までの間にある者を鹿児島県教育委員会事務局職員の例に準じて、従前の本人の能力、成績及び健康状態等を勘案して、選考</p>	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで	61歳	令和7年4月1日から 令和9年3月31日まで	62歳	令和9年4月1日から 令和11年3月31日まで	63歳	令和11年4月1日から 令和13年3月31日まで	64歳		<p>経過措置</p> <p>情報の提供及び勤務の意思の確認</p> <p>暫定的に再任(雇)用ができる経過措置を設ける</p>
令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで	61歳									
令和7年4月1日から 令和9年3月31日まで	62歳									
令和9年4月1日から 令和11年3月31日まで	63歳									
令和11年4月1日から 令和13年3月31日まで	64歳									

改正案	現行	備考
<p>により、1年を超えない範囲内で任期を定め、暫定再任用職員として採用することができる。</p> <p>任期を更新する場合には、あらかじめ当該職員の同意を得なければならない。</p>		

「定年前再任用短時間勤務制に関する規則」の創設

案	備考
<p>一般財団法人鹿児島県教職員互助組合職員定年前再任用短時間勤務に関する規則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、一般財団法人鹿児島県教職員互助組合（以下、「法人」という。）職員就業規則第18条の規定するところにより、法人職員の60歳に達した日（60歳の誕生日の前日）以後、定年前に退職した者を、短時間勤務の職に採用する場合（以下、「定年前再任用短時間勤務制」という。）について、鹿児島県教育委員会事務局職員の例に準じて必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(任用条件・任期)</p> <p>第2条 本人の能力、成績及び健康状態等を勘案して、選考のうえ定年前再任用短時間勤務の職として採用することができる。定年前再任用短時間勤務職員の任期は、定年前再任用の日から定年退職日相当日（常勤職員の定年退職日）までとする。</p> <p>(勤務時間)</p> <p>第3条 定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間は、柔軟な勤務形態を可能とするため、週15時間30分から31時間までの範囲内で理事長が定めた時間とする。</p> <p>(休暇)</p> <p>第4条 定年前再任用短時間勤務職員の休暇の種類は、常勤職員と同様とする。定年前再任用短時間勤務職員の年次有給休暇は、勤務時間等を考慮し、20日を超えない範囲内で、その職員の勤務形態に応じて付与する。</p> <p>(給料)</p> <p>第5条 定年前再任用短時間勤務職員の給料月額は、鹿児島県職員の給与</p>	

案	備考
<p>に関する条例の別表第1, 行政職給料表における「定年前再任用短時間勤務職員」の3級に対応する給料月額に, 1週間当たりの勤務時間を乗じて, フルタイム勤務職員の1週間当たりの勤務時間を除して得た額(1円未満の端数は切捨て)とする。</p> <p>(諸手当)</p> <p>第6条 定年前再任用短時間勤務職員に支給される手当は, 次のとおりとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;"> <p>通勤手当, 単身赴任手当, 超過勤務手当, 休日給, 期末・勤勉手当</p> </div> <p>(服務)</p> <p>第7条 定年前再任用短時間勤務職員の服務については, 常勤職員と同様とする。</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この規則は, 令和6年4月1日から施行する。</p>	

給付規程の一部改正

改正案	現 行	備 考
<p>(組合員特別給付金)</p> <p>第3条の12 組合員期間が10年以上で50歳に達したときまでに, 結婚歴及び出産歴のない組合員に組合員特別給付金を給付する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 <u>結婚とは婚姻届を提出したものの以外に, 届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるもの及びパートナーシップを形成したものをいう。(以下, 「結婚」という。)</u></p> <p>5 <u>パートナーシップとは, 互いを人生のパートナーとして, 日常生活において相互に責任をもって</u></p>	<p>(組合員特別給付金)</p> <p>第3条の12 組合員期間が10年以上で50歳に達したときまでに, 結婚歴及び出産歴のない組合員に組合員特別給付金を給付する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第3項の次に, 第4項, 第5項を加える</p>

改正案	現行	備考
<p><u>協力し合うことを約束した一方又は双方が性的少数者（性的指向が異性愛のみではない者又は性自認が出生時に割り当てられた性別と異なる者をいう。）である2人の関係をいい、次の各号のいずれにも該当する者とする。</u></p> <p>(1) <u>パートナーシップを形成している双方（以下、「双方」という。）が民法（明治29年法律第89号）に規定している成年に達していること。</u></p> <p>(2) <u>双方に配偶者（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者及びパートナーシップを形成した者を含む。）がないこと。</u></p> <p>(3) <u>双方の関係が民法第 734 条から第 736 条までに規定する婚姻をすることができないとされている者同士の関係（パートナーシップに基づき養子縁組をしていること又は養子縁組をしていたことにより当該関係に該当する場合を除く。）がないこと。</u></p> <p>（結婚祝金） 第3条の17 組合員が<u>結婚</u>したときは、結婚祝金を給付する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>（不妊治療助成金） 第3条の19 夫婦いずれかが組合</p>	<p>（結婚祝金） 第3条の17 組合員が<u>結婚（内縁関係を含む）</u>したときは、結婚祝金を給付する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>（不妊治療助成金） 第3条の19 夫婦いずれかが組合</p>	<p>「結婚（内縁関係を含む）」を「結婚」に改める。</p> <p>「配偶者間（内縁関係</p>

改正案	現行	備考
<p>員又は、夫婦双方が組合員である場合において、医療保険が適用されない、<u>配偶者間（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者及びパートナーシップを形成した者を含む。）</u>間で行う一般不妊治療（人工授精をいう。以下同じ。）・生殖補助医療（体外受精，顕微授精及び男性不妊の手術をいう。以下同じ。）を受けた夫婦に対して，助成金を給付する。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 （略）</p>	<p>員又は、夫婦双方が組合員である場合において、医療保険が適用されない、<u>配偶者間（内縁関係を含む。）</u>で行う一般不妊治療（人工授精をいう。以下同じ。）・生殖補助医療（体外受精，顕微授精及び男性不妊の手術をいう。以下同じ。）を受けた夫婦に対して，助成金を給付する。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 （略）</p>	<p>を含む。）」を「配偶者間（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者及びパートナーシップを形成した者を含む。）」に改める。</p>
<p>附 則</p> <p>この規程は，令和6年4月1日から施行する。</p>		

特別見舞金規程の一部改正

改正案	現行	備考
<p>（配偶者弔慰金）</p> <p>第3条の3 組合員の配偶者（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者及び<u>パートナーシップを形成した者を含む（以下「配偶者」という。）</u>）が死亡したとき200,000円を給付する。</p> <p>2 配偶者弔慰金は，組合員の請求により事実発生当時の所属長を通じて行う。</p> <p>3 配偶者弔慰金は，配偶者弔慰金請求書（特様式第1号）を理事長</p>	<p>（配偶者弔慰金）</p> <p>第3条の3 組合員の配偶者（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む（以下「配偶者」という。））が死亡したとき200,000円を給付する。</p> <p>2 配偶者弔慰金は，組合員の請求により事実発生当時の所属長を通じて行う。</p> <p>3 配偶者弔慰金は，配偶者弔慰金請求書（特様式第1号）を理事長</p>	<p>「事実上婚姻関係と同様の事情にある者」の後に「及びパートナーシップを形成した者」を加える。</p>

改正案	現行	備考
<p>に提出しなければならない。</p> <p>4 <u>パートナーシップとは、互いを人生のパートナーとして、日常生活において相互に責任をもって協力し合うことを約束した一方又は双方が性的少数者(性的指向が異性愛のみではない者又は性自認が出生時に割り当てられた性別と異なる者をいう。)である2人の関係をいい、次の各号のいずれにも該当する者とする。</u></p> <p>(1) <u>パートナーシップを形成している双方(以下「双方」という。)が民法(明治29年法律第89号)に規定している成年に達していること。</u></p> <p>(2) <u>双方に配偶者がいないこと。</u></p> <p>(3) <u>双方の関係が民法第734条から第736条までに規定する婚姻をすることができないとされている者同士の関係(パートナーシップに基づき養子縁組をしていること又は養子縁組をしていたことにより当該関係に該当する場合を除く。)にないこと。</u></p>	<p>に提出しなければならない。</p> <p>4 <u>配偶者が内縁関係にあるときには、その事実を確認できる証明書を添えなければならない。</u></p>	<p>第4項を削り、新たに第4項を加える。</p>
<p>附 則</p> <p>この規程は、令和6年4月1日から施行する。</p>		

給付に関する事務取扱要領の一部改正

改正案	現行	備考
<p>(給付金等の支給方法)</p> <p>第5条 給付金等は，請求（申請）者又は給付対象者が<u>口座登録(変更)申請書（事様式第3号）</u>により届け出た本人口座へ送金するものとする。ただし，登録できる金融機関は遺族に送金する場合を除き，次のとおりとする。</p> <p>(以下，省略)</p>	<p>(給付金等の支給方法)</p> <p>第5条 給付金等は，請求（申請）者又は給付対象者が<u>口座登録申請書（事様式第3号）及び口座登録変更申請書（事様式第4号）</u>により届け出た本人口座へ送金するものとする。ただし，登録できる金融機関は遺族に送金する場合を除き，次のとおりとする。</p> <p>(以下，省略)</p>	<p>「口座登録申請書（事様式第3号）及び口座登録変更申請書（事様式第4号）」を「<u>口座登録（変更）申請書（事様式第3号）</u>」に改める。</p>
<p>附 則</p> <p>この規程は，令和6年4月1日から施行する。</p>		

貸付規程の一部改正

改正案	現行	備考
<p>(貸付金の交付)</p> <p>第18条 貸付金は，<u>申込人が</u>届けた金融機関の申人名義の取引口座に送金による方法で交付するものとする。</p>	<p>(貸付金の交付)</p> <p>第18条 貸付金は，<u>申込人に</u>届けた金融機関の申人名義の取引口座に送金による方法で交付するものとする。</p>	<p>文言の修正</p>

退職互助規程の一部改正

改正案	現 行	備 考
<p>(保養施設利用補助金)</p> <p>第6条の5 <u>継続組合員及びその配偶者（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者及びパートナーシップを形成した者を含む。）</u>が、<u>互助組合の指定する次に掲げる保養施設を利用したときは、保養施設利用補助金を給付する。</u></p> <p>(1) 山の家・海の家 (2) 指定保養施設 (3) 湯治旅館</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>パートナーシップとは、互いを人生のパートナーとして、日常生活において相互に責任をもって協力し合うことを約束した一方又は双方が性的少数者（性的指向が異性愛のみではない者又は性自認が出生時に割り当てられた性別と異なる者をいう。）である2人の関係をいい、次の各号のいずれにも該当する者とする。</u></p> <p>(1) <u>パートナーシップを形成している双方（以下「双方」という。）が民法（明治29年法律第89号）に規定している成年に達していること。</u></p> <p>(2) <u>双方に配偶者がいないこと。</u></p> <p>(3) <u>双方の関係が民法第734条から第736条までに規定する婚姻をすることができないとされている者同士の関係（パートナ</u></p>	<p>(保養施設利用補助金)</p> <p>第6条の5 <u>継続組合員及びその配偶者が、互助組合の指定する次に掲げる保養施設を利用したときは、保養施設利用補助金を給付する。</u></p> <p>(1) 山の家・海の家 (2) 指定保養施設 (3) 湯治旅館</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>「配偶者」を「配偶者（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者及びパートナーシップを形成した者を含む。）」に改める。</p> <p>第2項の次に、第3項を加える。</p>

改正案	現行	備考
<u>シップに基づき養子縁組をしていること又は養子縁組をしていたことにより当該関係に該当する場合を除く。）</u> ないこと。		
<p style="text-align: center;">附 則</p> この規程は、令和6年4月1日から施行する。		

電子取引データ保存に関する事務処理規程新設